地域指定年度	旧焼津市	昭和 47 年度
	旧大井川町	昭和 48 年度
計画策定年度	旧焼津市	昭和 49 年度
	旧大井川町	昭和 50 年度
区　域　変　更	旧大井川町	昭和 51 年度
計画見直し年度	旧焼津市	平成 3 年度
		平成 10 年度
		平成 15 年度
	旧大井川町	平成 5 年度
		平成 10 年度
		平成 17 年度
	焼津市	平成 22 年度
		平成 30 年度

（案）

焼津市農業振興地域整備計画書

令和８年５月

静岡県焼津市

目　　次

ページ

第１　農用地利用計画 …… 1
　１　土地利用区分の方向 …… 1
　（1）土地利用の方向 …… 1
　　ア　土地利用の構想 …… 1
　　イ　農用地区域の設定方針 …… 2
　（2）農業上の土地利用の方向 …… 4
　　ア　農用地等利用の方針 …… 4
　　イ　用途区分の構想 …… 5
　　ウ　特別な用途区分の構想 …… 6
　２　農用地利用計画 …… 6

第２　農業生産基盤の整備開発計画 …… 7
　１　農業生産基盤の整備及び開発の方向 …… 7
　２　農業生産基盤整備開発計画 …… 7
　３　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 7
　４　他事業との関連 …… 8

第３　農用地等の保全計画 …… 8
　１　農用地等の保全の方向 …… 8
　２　農用地等保全整備計画 …… 8
　３　農用地等の保全のための活動 …… 9
　４　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 9

第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 …… 9
　１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 …… 9
　（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標 …… 9
　（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 …… 11
　２　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 …… 11
　３　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 12

第５　農業近代化施設の整備計画 …… 13
１　農業近代化施設の整備の方向 …… 13
２　農業近代化施設整備計画 …… 14
３　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 14

第６　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 …… 15
１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 …… 15
２　農業就業者育成・確保施設整備計画 …… 15
３　農業を担うべき者のための支援の活動 …… 15
４　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 15

第７　農業従事者の安定的な就業の促進計画 …… 16
１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標 …… 16
２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 …… 16
３　農業従事者就業促進施設 …… 16
４　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 16

第８　生活環境施設の整備計画 …… 17
１　生活環境施設の整備の目標 …… 17
２　生活環境施設整備計画 …… 20
３　森林の整備その他林業の振興との関連 …… 20
４　その他の施設の整備に係る事業との関連 …… 20

第９　付図 …… 別添
１　土地利用計画図（付図１号）
２　農業生産基盤整備開発計画図（付図２号）
３　農用地等保全整備計画図（付図３号）

別記　農用地利用計画 …… 21
(1) 農用地区域 …… 21
ア　現況農用地等に係る農用地区域 …… 21
イ　現況森林、原野等に係る農用地区域 …… 21
(2) 用途区分 …… 22

第１　農用地利用計画

１　土地利用区分の方向

（1）土地利用の方向

ア　土地利用の構想

本市は、静岡県のほぼ中央に位置し、北は静岡市に接し、東は駿河湾に臨み、西は藤枝市と島田市、南は大井川を挟んで吉田町と接しており、総面積は 70.30km² である。

また、志太平野の南部に位置する本市は、北部に高草山(標高 501m)から大崩海岸の海食崖による山地があるものの、北部から南部にかけて駿河湾に臨む 15.5 ㎞の海岸線を有しており、区域の海岸線に沿って、ほとんどが平坦地となっていることから、可住地率が 90%以上と高い地域である。

気象は、年平均気温 17℃前後、年平均降水量は 1,800 ㎜前後で、冬季においてもほとんど積雪がなく、極めて温暖な気候であり、1 年を通して過ごしやすい地域である。

さらに、一級河川の大井川から取水する多数の用水が市内を流れ、農業用水を始め、工業用水、生活用水等の地域用水として利用されており、産業振興や住環境には恵まれた地域である。

主要交通機能としては、東海道本線の 2 つの駅（焼津駅、西焼津駅）や東名高速道路の焼津インターチェンジと大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ、焼津漁港や物流機能を持つ大井川港を有し、国道 150 号などの幹線道路が市域を通過している。

また、平成 21 年 6 月に開港した静岡空港からは、市域のほとんどが 20 ㎞圏内にあるなど、陸、海、空とも交通・輸送の利便性に優れた地域である。

令和５年度の本市の農業振興地域内における土地利用の現況は、農地は 1,660ha で小川大住地区の用途地域廃止に伴う、農業振興地域への指定により増加している。農業用施設用地６ha や森林・原野 343ha は、大きな変化は見られない。その他は 2,389ha で住宅地や工業用地などとして利用されており、年々増加傾向となっている。

人口動向としては、本市の人口は、国勢調査によると平成 22 年まで増加が続いていたが、平成 27 年に減少に転じ、令和２年には 136,057 人まで減少している。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、令和 27 年には 109,908 人まで減少すると見込まれる。

産業別就業人口は令和２年において 73,093 人で産業別区分構成人口は、第１次産業 2,044 人（2.8%）、第２次産業 26,686 人（36.5%）、第３次産業 44,363 人（60.7%）となっている。

また、本市の総生産額は、平成 23 年の 5,889 億円から令和２年には 5,851 億円と 38 億円減少しているが、製造品出荷額は、平成 28 年以降 6,000 億円を超え、製造産業などが苦しい経済情勢の中、地域経済や雇用面を支えており、市の持続性からも農業との共存を図り、発展させていく必要がある。

今後も高齢化や担い手不足などにより、第１次産業の就業人口は減少傾向が予測され、第３次産業の就業人口が増大されると見込まれるとともに、景気の動向や経済情勢の見通し、

さらに人口の減少や少子、高齢化等の見通しを踏まえると本市の総生産額は減少傾向をたどっていくと予想される。

こうした中、農業生産の向上を目指すため、農作業の受託を行う農業・地域支援サービス事業体の創設、スマート農業の導入支援のほか、農地の大区画化・水管理システムの導入などに取り組んでいくとともに、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地は、農用地区域として設定し、農業生産基盤の整備などを進め、荒廃農地の再生や、認定農業者等への農地の集積・集約化を積極的に推進し、農業振興を図っていく。

また、第６次焼津市総合計画、第４次焼津市国土利用計画、焼津市都市計画マスタープランを踏まえ、市域がほぼ平坦地という地勢の良さに加え、静岡空港や東名高速道路焼津インターチェンジ及び大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ等の交通・輸送機能の有利性を活かし、農業との共存を図りながら、土地利用を推進し、地域経済の強化と魅力ある雇用の場の確保を図っていく。なお、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ周辺については、地域の活力を高める新たなまちづくりの検討を進めていく。

単位：実数 ha、比率％

区分 / 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現　在 (R5 年)	1,660	37.7	6	0.2	343	7.8	2,389	54.3	4,398	100.0
目　標 (R15 年)	1,631	37.1	11	0.2	343	7.8	2,413	54.9	4,398	100.0
増　減	△29	－	5	－	0	－	24	－	0	－

イ　農用地区域の設定方針

（ア）　現況農地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農地 1,660ha のうち、ａ～c に該当する農地 1,240ha について、農用地区域を設定する方針である。

ａ　集団的に存在する農地

10ha 以上の集団的な農地

ｂ　土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

・農業用用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）

・区画整理

・農地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
・埋立て又は干拓
・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破砕、床締め、切盛り等

c　a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

・水稲や施設園芸等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
・高収益をあげている野菜のハウス団地
・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
・農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の区域内にある土地
・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a)　集落区域内に介在する農地で、団地規模が 0.5ha 以下の農地。
(b)　自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でない農地。

（イ）　土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農地に介在又は隣接するものであって当該農地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置(集落名等)	面　積	農業用施設の種類
該当なし		ha	
計			

（ウ）　農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農地に介在又は隣接するものであって、当該農地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる 2ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置(集落名等)	面　積	農業用施設の種類
営農組合アメーラ倶楽部	大井川地区（高新田）	2.7ha	共同栽培管理施設（ハウス）
計		2.7ha	

（エ）　現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本市の農業振興地域内の森林、原野等の大半は、山間地に分布した傾斜地にあり、農用地区域への編入、土地利用転換は困難であるため、現況を維持する。

土地の種類	所在（位置）	所有権者又は管理者	面　積	利用しようとする用途	備考
該当なし					
計					

(2)　農業上の土地利用の方向

ア　農地等利用の方針

本市の農地は分散しており、また、街区の中でまとまった農地の規模は、全体の約半数が５ha 未満であり、生産性や収益性が課題となっている。このような中、平坦部においては、水田を活用し、水稲を基幹作目に小麦等を組み合わせた土地利用型作物や、施設野菜、施設花卉、梨などを組み合わせた複合経営が行われているほか、レタスや枝豆などの露地栽培が行われている。山間部においては、傾斜地の特性を活かしたみかんなどの栽培が行われている。

今後も、これらの作物振興のため、優良農地の保全・確保を図るとともに、農業者の草刈り、農薬散布にかかる負担を軽減させる農作業の受託を行う農業・地域支援サービス事業体の創設、スマート農業の導入支援のほか、農地の大区画化・水管理システムの導入などにより、生産性の向上に取り組んでいく。

さらに、認定農業者等への農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を積極的に促進すると共に、認定農業者等への集積・集約が困難な農地においては、半農半Ｘなどの多様な担い手の育成を図る。一方、農地として利用が困難である場合は非農地化を進めていく。

そのほか、東名高速道路インターチェンジや幹線道路による高い交通利便性や既存産業の集積状況などを活かした産業の誘致や既存企業の拡張が推進されている。これら非農業的土地利用については、農業上の利用に支障の少ない土地への誘導を図るなど、調整を図っていく。

単位： ha

区分 / 地区名	農地			採　草 放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現　況
北部地区	240	239	△1	―	―	―	―	―	―	0	0	0	240	239	△1	―
中部地区	23	23	0	―	―	―	―	―	―	0	0	0	23	23	0	―
南部地区	971	946	△25	―	―	―	―	―	―	6	11	5	977	957	△20	―
計	1234	1208	△26	―	―	―	―	―	―	6	11	5	1240	1219	△21	―

イ　用途区分の構想

（ア）　北部地区

当地区は、朝比奈川以東に位置し、山間部と平坦部に分かれる。山間部ではみかんなどが生産されている。しかし、急傾斜地で小規模に分散し、機械化の条件に恵まれていないことから、荒廃農地化が進んでいるため、農地としての利用が困難であれば非農地化し、新たな利用方法を検討する。平坦部では水稲中心の生産体系で、圃場整備が一通り完了していることから、認定農業者等への農地の集積・集約化を積極的に促進し、農地としての効率的な利用を図っていく。

（イ）　中部地区

当地区は、本市の中央部に位置し、その９割が市街化区域に属しており、農地は市街化区域の外縁に散在する。そのほとんどが水田で、圃場整備は一通り完了しているものの水田の１区画は小さい。

このため、認定農業者等の意向を確認しながら、面的整備等の検討を含め、農地利用集積を促進し、農地としての効率的な利用を図っていく。

また、生産地と消費地が近接している強みを活かし、小規模販売農家を中心とした露地野菜の輪作による少量多品目生産を振興し、農地の有効利用を推進する。

（ウ）　南部地区

当地区は、大井川水系に属する平坦部で、水田の大区画化・水管理システムの導入が進められており、20ha 以上の集団的な農地が存在している区域もある。

このため、本市における最も重要な産地の条件を備えていることから、農地の集積・集約化の促進やスマート農業の導入による効率的な農作業を推進し、農地としての合理的な

土地利用を図っていく。

ウ　特別な用途区分の構想

該当なし。

２　農用地利用計画

別記のとおりとする。

第２　農業生産基盤の整備開発計画

１　農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市における農業生産基盤整備の状況は、平坦部の水田においては、昭和 20 年代から 40 年代にかけて行われた土地改良事業により、圃場整備が一通り完了している。

また、北部の山間部（高草山）においては、昭和 47 年から平成 6 年にかけて行われた県営畑地帯総合整備事業により農道等の整備が完了している。

特に、平坦部における用排水路や農道については、整備後相当の年数が経過しており、施設の老朽化や機能低下が見られる箇所が増加していることから、これまでも、用排水路の再整備を重点的に進めてきている。

今後も、農地の保全・有効利用を図るため、計画的に用水路の機能診断を行い、機能保全計画を策定・更新し、戦略的に用水路の長寿命化改修を進めていく。

２　農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備　考
		受益地区	受益面積(ha)		
水利施設等保全高度化事業	頭首工１箇所	焼津 （青木）	416 （149）	1	H28～Ｒ７ 459,000 千円
基盤整備	区画整理工	焼津 （田尻北）	10.2 （10.2）	2	Ｒ４～Ｒ８ 248,000 千円
水利施設等保全高度化事業	水管理システム１式	焼津 （大井川用水水管理）	7,450 （1,579）	3	Ｒ６～Ｒ９ 490,000 千円

※受益面積の（ ）内は、焼津市内の受益面積

３　森林の整備その他林業の振興との関連

本市においては、林業を主業とする世帯は存在せず、農業振興との関連性は低い。

一方、カーボンニュートラルの実現に寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化等を受けて、二酸化炭素の吸収や水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止等、森林の持つ公益的機能の重要性はますます高まっている。

このため、森林環境譲与税等を活用し、家屋や道路等に近接する森林において、間伐などの面的な森林整備を実施して健全な森林資源の維持増進に努めていく。

４　他事業との関連

治山事業や、公園や遊歩道などのレクリエーション施設の整備等の諸事業との連携・調整を図りながら、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進に努める。

第３　農用地等の保全計画

１　農用地等の保全の方向

本市では、農家の減少や農業従事者の高齢化、都市化や混住化の進行により、集落機能が低下し、農地や農業関連施設等の資源の保全が困難となってきている。

農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

今後も農産物を安定供給し、多面的機能を発揮していくためには、平担部においては、用排水路や排水機場等の農業関連施設の更新・整備（遠隔化などの機能強化を含む）を進め、湛水被害の防止を図るとともに、草刈りや農薬散布などの農作業の受託を行う農業・地域支援サービス事業体の活用や半農半Ｘなどの多様な担い手が、農業生産活動を行えるよう支援を進め、農地の有効活用を図り、荒廃農地の発生防止に努めるものとする。

また、山間部においては、治山事業を推進しつつ、多面的機能が発揮されるよう農地の保全を計画的かつ効率的に実施するものとする。

２　農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備　考
		受益地区	受益面積		
多面的機能支払交付金	用排水路等の資源を保全する地域ぐるみの共同活動	和田地区 中の島地区 下の島地区 保福島地区 方ノ上地区 本中根地区	100.0ha 11.6ha 17.2ha 12.4ha 10.1ha 7.4ha	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	H19～R8 （和田） （中の島） （下の島） H28～R7 （保福島） H29～R8 （方ノ上） H30～R9 （本中根）
排水改良	排水機場１式	大井川 （藤守）	135 ha	⑦	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 R3～R8 845,000 千円

用水改良	用水施設１箇所	焼津 （神座分水工）	7,450ha (1,579ha)	⑧	県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 R6～R8 24,600 千円

３　農用地等の保全のための活動

農地を将来にわたって良好な状態で保全するためには、農業経営を継続する意欲ある農業者に利用されることが重要である。このため農地中間管理事業を活用し、認定農業者等への農地の集積・集約化を推進する。

また、荒廃農地の発生防止と解消を図るため、農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者又は耕作者に対して利用意向確認を行う。また、農地保全に係る草刈り作業の委託も可能であるため、必要な情報提供を行っていく。

さらに、多様な主体が参画した地域コミュニティによる共同活動を支援し、農地の多面的機能の適切な発揮や荒廃農地の発生抑制を図る。

また、湛水防除事業やため池等整備事業等を活用し、水害の防止や軽減対策を行い、農地等を保全する。

４　森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、良好な自然景観を形成しており、土砂災害等を防ぐ国土保全や水源の涵養など自然環境の保全に貢献している。

引き続き、森林の持つ生産機能以外の多面的機能を認識し、焼津市森林整備計画の基本方針に基づいて健全な森林資源の維持に努めていく。

第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、産地の中心的な担い手に発展し得る効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指す農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの年間農業所得（おおむね６５０万円程度（１経営体当たり））、年間労働時間（１，８００～２，０００時間（主たる従事者１人当たり））の水準を目標とする。農業経営体の育成方向としては、スマート農業の導入や農地の大区画化・水管理システムの導入、農業・地域支援サービス事業体の活用により、生産性の向上を図るとともに、営農類型別の経営指標を目標に、経営規模拡大に向け、地域計画に基づき農地中間管理事業の積極的な活用を促進する。

ア　北部地区

当地区の平坦部においては、水稲経営を中心に地域計画に基づき農地中間管理事業の積極的な活用により、認定農業者等に対する農地の集積・集約化を進める。

また、スマート農業の導入、農作業の受託を行う農業・地域支援サービス事業体の活用や、消費者ニーズにあった米づくりの推進を図り、水田農業経営の安定化を図る。

山間部における樹園地については、急傾斜地で機械化が進まないことから、みかんなどを中心に優良品種への改植や少量高品質で需要者の要望に応じた流通により農業経営の安定化を図る。

イ　中部地区

当地区においては、市街化区域に近郊し都市化や混住化が進んでいるため、農業経営の規模拡大が今後とも見込めない。

このため、生産地と消費地が近接していることの強みを活かして地産地消を推進し、露地野菜の輪作による少量多品目生産を振興し、農業経営の安定化を図る。

ウ　南部地区

当地区においては、認定農業等の水稲専作経営や水稲と施設園芸等の複合経営の安定化を図るため、農地中間管理事業の積極的な活用により、担い手への農地の集積・集約化を進める。

また、スマート農業の導入、農作業の受託を行う農業・地域支援サービス事業体の活用、農地の大区画化・水管理システムの導入や、消費者ニーズにあった米づくりの推進や野菜等の産地維持により、農業経営の安定化を図る。

経営	営農類型	目標規模(ha)	作目構成
個別経営体	水稲+小麦	37.00	水稲 36ha＋小麦 1ha
	施設野菜+水稲	3.80	水稲 3.5ha＋トマト 0.3ha
		7.20	水稲5.8ha＋トマト0.1ha、メロン(抑制)0. 1ha、セロリ（抑制）0.3ha
	イチゴ	0.33	イチゴ 0.3ha
	トマト	0.42	トマト 0.4ha
	キク	0.25	キク 0.25ha×3 作＝0.75ha
	花き+水稲	13.20	水稲 13ha＋キク 0.2ha
	果樹＋水稲	10.30	水稲 9.7ha＋露地ナシ 0.6ha
	温室メロン	0.12	温室メロン0.12ｈａ×4.3 作=0.5ha
	レタス+枝豆	1.50	レタス1.5ha+枝豆1.3ha
	採卵鶏	―	飼養羽数 9,000 羽
組織経営体	水稲+小麦	60.00	水稲 30ha＋小麦 30ha
	トマト	0.60	トマト 0.6ha
	鉢物(野菜苗・花き）	0.60	鉢物 0.6ha

（注）資料：「焼津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和５年９月）」

（2）農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、農家の減少や農業従事者の高齢化、都市化の進展などにより、荒廃農地の増加が懸念されていることから、農業に関するワンストップ窓口であるやいづ農業支援センターにおいて、農地が効果的に利用されるよう認定農業者等とのマッチングを進め、農地の集積・集約化を促進し、優良農地の保全と荒廃農地の発生抑制・再生に努め、認定農業者等の規模拡大を推進する。

２　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

（１）認定農業者等の育成対策

認定農業者等の育成対策としては、焼津市農業総合支援協議会の下、「やいづ農業支援センター」が中心となり、農地中間管理事業の積極的な活用を促進し、営農類型別の経営指標を目標に、経営規模拡大を推進する。

また、経営診断の実施やスマート農業の導入等を含む、生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の指導・助言を行っていく。

（２）多様な担い手の育成対策

農業者の高齢化・後継者不足に対処するため、新たな農業の担い手として、農業法人の誘致や、半農半Ｘの育成に取り組むほか、障害のある方をはじめ多様な人材が、農業分野で活躍ができるよう、農福連携を推進していく。

（３）農地の集積・集約化対策

農地の借入れ者又は貸付け者からの相談に対し、ワンストップ窓口であるやいづ農業支援センターにおいて、地域計画に基づき農地中間管理事業を活用し、農地の集積・集約化を推進する。

（４）農作業の受委託の促進対策

農業者の草刈り・農薬散布にかかる負担を軽減するため、令和５年度に農業・地域支援サービス事業体を創設した。今後は、農業・地域支援サービス事業体への農作業受託を推進し、農業者の農業経営の安定化及び荒廃農地の発生抑制を図る。

（５）地力の維持増進対策

農業生産力を向上させるうえで極めて重要な地力増進を図るため、景観形成作物であるレンゲの栽培等、有機物の投入による土づくりに努める。

また、化学肥料や化学農薬の適正な使用による持続可能な環境保全型農業への取組を推進する。

３　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第５　農業近代化施設の整備計画

１　農業近代化施設の整備の方向

本市では、地勢や気象、水利などの自然環境に恵まれるなかで、多種多様な農産物の生産が行われている。

しかし、農家の減少や農業従事者の高齢化等により、農業生産力の低下が見られるとともに農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

このため、省力化・効率化に加え、農業経営の安定化に向け、農業近代化施設の整備を検討する。

ア　水稲

水稲については、米の消費の減少や米価の低迷が続く中、消費者のニーズに応える売れる米づくりの推進を図る。農地中間管理事業を活用した認定農業者等への農地の集積・集約化を加速化させ、農地の大区画化・水管理システムの導入により、水田農業経営の安定・発展に向けた取組を強化していく。

このため、需要に即した生産体制の改善や、消費地に近郊する強みを活かす販路拡大を推進するとともに、認定農業者等におけるスマート農機や施設設備の共同利用による経営の合理化を促進する。

イ　麦（大麦・小麦）

麦については、水田の高度利用として推進を図っており、ここ数年順調に作付面積が増加している。

また、本市では、地元企業の協力を得て、醤油やウイスキー等の原料として活用するなど地産地消に取組んでいることから、実需者のニーズに応じた高品質な麦の安定生産を確保する必要がある。

このため、実需者ニーズに応じた高品質安定生産技術の確立を図っていく。

ウ　施設野菜

トマト、いちご等の施設園芸においては、低コスト耐候性ハウスや低コスト設備の導入、高度環境制御設備、省エネ設備の導入を促進し、生産性の向上と低コスト化を図る。

さらに、省力化、高品質化をするため、栽培システムやスマート機器を導入したハウスの環境制御などの整備を推進する。

エ　露地野菜

レタス等の露地野菜については、実需者ニーズへの対応や作業の省力化による経営規模拡大を図るため、スマート農業の推進や、生分解性マルチの導入やドローンを活用した防除作業により、省力で効率的な環境に配慮した農業の展開を進めていく。

オ　果樹

みかん等の柑橘類については、高草山の急傾斜地を利用して栽培しているため、機械化が進まず作業の省力化を図ることが極めて難しい環境にある。また、樹齢が古く、樹高も高いことから作業効率も悪くなっており、農家の高齢化や担い手不足による労働力不足により、荒廃農地の増加が懸念されている。

このため、中晩柑等の優良品種への転換により労力分散を図るとともに、関係市町と連携して、ＡＩ選果機を導入した広域の選果場を整備し、安定した品質での柑橘の出荷を目指す。

梨については、農家の高齢化や担い手不足により、廃園面積が増加しており、志太梨の産地維持が懸念され、需要に見合った生産ができていないのが現状である。このため、生産組織の活性化及び、産地維持のための労力調整・確保システムの構築を図る。

カ　花き

きくとバラ等の施設花きは、農家の高齢化が進むとともに、販売価格の低迷や原油高による生産コストの高騰などにより、経営は厳しい状況にある。

このため、消費者ニーズに応じた品種選定や、施設利用率の向上による生産量の増加を図るとともに、ヒートポンプの導入等により、低コスト生産と品質向上を図る。

２　農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

３　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第６　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市においても、高齢化・後継者不足の急激な進行により、農業を取り巻く環境は厳しくなっている。直近10年の本市の農業者数は約３割、販売農家数は４割減少したほか、20年後の農業の中心となる65歳未満の基幹的農業者の割合も約２割となっており、このままでは荒廃農地が増加し、農地が適切に利用されなくなることが懸念される。

こうした中、次世代につなぐ魅力と未来ある農業の実現に向けて、新規就農者の確保・育成は最重要な課題となっており、農業に関するワンストップ窓口である「やいづ農業支援センター」が中心となって、県やJAと連携し、主に非農家からの新規就農希望者の相談業務を行い、就農までの適正な指導・助言を行っている。

また、県が実施しているがんばる新農業人支援事業等の新規就農支援策と連携を図り、研修受入れ先農家との連絡・調整を行っている。

今後も、これまでの就農相談体制や研修受入れ体制等を一層強化するとともに、新規就農者が経営安定できるまでの間における就農支援の充実化を図る。

２　農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備　考
該当なし					

３　農業を担うべき者のための支援の活動

本市では、次世代につなぐ魅力と未来ある農業の実現に向けて、新規就農者の確保・育成は最重要な課題となっていることから、国の支援制度に合わせて、農業大学出身者への支援策やスマート農業の導入支援などについて支援を拡充していく。

また、新たな農業の担い手として、農業法人の誘致に取り組み、ＡＩ・ＩｏＴ等の先端技術を活用した農業法人の施設整備に対して支援をしていくほか、半農半Ｘの育成に取り組んでいく。

さらに、障害のある方をはじめ多様な人材が、農業分野で活躍ができるよう、農福連携を積極的に推進していく。

４　森林の整備その他林業振興との関連

該当なし。

第７　農業従事者の安定的な就業の促進計画

１　農業従業者の安定的な就業の促進の目標

本市における農家のほとんどは零細的な経営規模で、都市化の進展や市内外での就業機会の増大とともに、他産業に就業する傾向が強まったことから、兼業農家が、多くを占めている。

しかし、経済情勢の変動で景気動向が安定しないため、雇用情勢は厳しく、若者層の農村離れによる農村集落の機能低下につながっている。

このような中、農村地域において安定的な雇用を確保し、若年層の定住条件の整備により都市への流出を抑制し、農村集落の機能の維持を図る必要がある。

単位：人

区　分	計	男	女
恒常的勤務	409	213	196
自営的勤務	71	37	34
日雇・臨時雇	23	12	11
合　計	503	262	241

（注）資料：「農政課調べ」

２　農業従業者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市では企業誘致担当部署を設置し、企業進出の円滑化のために企業と地域関係者との連絡調整に努めている。また、雇用に際しては、地域から優先的に雇用するよう、企業進出に対して調整していく。

また、地域農産物の産地ブランド化の、生産・流通・販売が一体となった農産物に関するイベントなどで発信を行い、地域農産物の利用の増大と併せて地域産業の活性化による就業機会の拡大を図る。

３　農業従事者就業促進施設

該当なし。

４　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第８　生活環境施設の整備計画

１　生活環境施設の整備の目標

農村における農業生産活動は、農産物の供給のほか水源の涵養、洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、食農教育の場の提供など様々な役割を果たしている。

しかし、社会経済情勢の変化に伴い、混住化や兼業化、若年層の農村離れや、農業従事者の高齢化が進行し、集落としての連帯感や地域コミュニティの低下が見られる。

また、防災、防犯、交通に対する安全面や、ごみ処理、排水等に対する衛生面、保健・医療、高齢者・児童に対する福祉面、地域の伝統芸能やスポーツ活動に対する文化面など、様々な課題や問題が多様化している。

このため、地域主体のコミュニティ活動等を通じて農家、非農家を問わず地域住民の合意形成の下、生活環境の改善を図っていくこととし、施設の整備にあたっては、優良農地の確保に十分留意するとともに、施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

（１）安全性

ア　防災

災害に関しては、大規模地震とそれに伴う津波に対する防災対策が重要である。このため、胸壁や防潮堤等の津波対策施設の確実な整備を進めるとともに、市民の早期避難意識の更なる向上を図り、ハード・ソフトの両面から着実に推進する。

また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」へ転換するべく、流域治水プロジェクトにて「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を静岡県と流域市の関係者が計画し、防災・減災が主流となる社会を目指すこととしている。

イ　防火

近年の火災件数は、ほぼ横ばい状態が続いており、防火対策の一定の効果が上がっていると思われるが、火災要因が多様化していることから、それに対応する消防施設の充実や消防団、自主防災組織及び志太消防本部と連携した消防体制の強化を図る。

ウ　交通安全

交差点における追突・出会い頭事故を防止するため、必要に応じて交差点部における交通安全施設の整備事業を検討する。

また、近年は子どもや高齢者の交通事故が増加しているので、交通安全協会や学校、自治会、さわやかクラブやいづ連合会等と連携し、これら世代を対象とした交通安全教育の推進に努めていく。

エ　防犯

窃盗や特殊詐欺が多発していることから、地元住民や警察署など各関係機関と連携のもと、地域防犯体制を強化していく。

（２）保健性

ア　ごみ処理

「循環型社会の形成」を目指し、資源の有効活用、分別収集の徹底による資源化などを更に推進し、ごみ減量に努めていく。

また、既存の処理施設の老朽化に伴う新ごみ処理施設の建設を、引き続き志太広域事務組合と連携して進めていく。

イ　排水処理

汚水処理人口普及率は県平均よりも低いため、市全体で汚水処理施設の整備を進めていく必要がある。農業振興地域内の排水は、合併処理浄化槽の設置を推進することで、健全な排水処理を図っていく。

ウ　し尿

水洗化世帯の増加による生活排水処理形態の変化に伴い、し尿は減少し、浄化槽汚泥は増加が見込まれる。そこで、し尿及び浄化槽汚泥の収集については、効率的な収集計画の策定、収集体制の見直し、収集車両の整備等を図り、汲取り清掃作業事業の円滑な運営に努める。

エ　害虫駆除

農業者から要請のあるジャンボタニシの薬剤費に対しての補助を今後も引き続き行っていく。

オ　給水

水道水の需要を見極めつつ、老朽化による施設の耐震化を考慮した計画的な更新や維持管理を効率的に進めていく。

また、水は限りある資源であることから、市民に対し、更なる節水意識の徹底を図るとともに、適正な料金設定のもと水道事業の健全経営を行っていく。

カ　保健・医療

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を身に付けることはもと

より、乳幼児から高齢者まで全ての年齢層に対応した保健サービスの体制強化、子育て支援対策、要介護状態や認知症の予防対策、精神保健対策や歯科保健対策の充実を図っていく。

（３）利便性

ア　交通

富士山静岡空港の開港、及び東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジの供用開始により、都市計画道路 小川島田幹線や都市計画道路 志太東幹線等の幹線道路の整備が急務となっている。

また、乗客の減少により地域のバス路線の縮小が進んでいるが、公共交通は重要な移動手段であることから、今後も自主運行バス及びデマンドタクシーの運営と民間バス路線の維持を行っていく。

イ　通信

各地区の地域交流センターを中心に情報機能の強化などを進め、市民に身近な地域の情報拠点を形成するとともに、高度情報化社会の進展や情報通信技術の進歩を踏まえ、官民が連携して新たな技術やデータを積極的に活用し、地域課題の解決や新たな価値・サービスの創出を行い、生活をより便利で快適にする取り組みを推進していく。

（４）快適性

ア　公園

市民の余暇時間の増大、生活行動の多様化、スポーツ・レクリエーション活動の活性化等に伴い、多目的に使用できる公園整備が必要となっており、地元要望を調整し、河川空間など地域の様々な資源の利活用について、総合的に研究していく。

イ　高齢者福祉

日常生活圏域ごとに設置している４か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する総合相談や権利擁護業務を実施しており、高齢者やその家族が必要な時に気軽に相談しやすい環境づくりに取り組んでいく。

ウ　託児（児童福祉）

少子化に伴う影響はあるものの保育ニーズは増加傾向にあるため、保育所及び地域型保育事業所での保育の実施などにより対応するとともに、外国にルーツを持つこどもや、支援を必要とするこどもなど、多様化する保育ニーズに応えるため、既存の施設の利活用について検討していく。

また、市内の子育てに関する情報提供、相談、イベント等を充実させていく。

（５）文化性

ア　スポーツ活動

既設のスポーツ・レクリェーション施設の老朽化や施設開放に対するニーズの変化に対応するとともに、日常生活の中で気軽にスポーツ・レクリェーションが楽しめる身近な施設や生涯スポーツに向けての施設準備を進めていく。

イ　生涯学習の推進

各種講座・学級等の開設・運営のほか、青少年教育、家庭教育、成人教育をバランスよく実施し、幅広い学習機会を提供している。また、公民館から地域交流センターへの移行に伴い、生涯学習機能に加え、多様な人々が利用しやすく、つながり、支え合える拠点施設としていくための事業を進めていく。

ウ　郷土行事・芸能保存

焼津神社の「荒祭り」、大井八幡宮の「藤守の田遊び」等本市の郷土行事は市民共通の財産であり、これを保存、継承し、後世に確実に伝えていくことが、重要な責務である。

このため、郷土愛を育み地域文化を創造することができるよう、その活用を図るためのシステムづくりを推進していく。

２　生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備　考
該当なし				

３　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

４　その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

第９　付図

別添

１　土地利用計画図（付図１号）

２　農業生産基盤整備開発計画図（付図２号）

３　農用地等保全整備計画図（付図３号）

別記　農用地利用計画

（1）農用地区域

ア　現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A－１	別紙図面「A－１」の区域の内黄色及び橙色着色した土地の区域	別表「除外する土地」の一覧表のとおり	
A－２	別紙図面「A－２」の区域の内黄色及び橙色着色した土地の区域	別表「除外する土地」の一覧表のとおり	
B－１	別紙図面「B－１」の区域の内黄色及び橙色着色した土地の区域	別表「除外する土地」の一覧表のとおり	
B－２	別紙図面「B－２」の区域の内黄色及び橙色着色した土地の区域	別表「除外する土地」の一覧表のとおり	
C－１	別紙図面「C－１」の区域の内黄色及び橙色着色した土地の区域	別表「除外する土地」の一覧表のとおり	
C－２	別紙図面「C－２」の区域の内黄色及び橙色着色した土地の区域	別表「除外する土地」の一覧表のとおり	
C－３	別紙図面「C－３」の区域の内黄色及び橙色着色した土地の区域	別表「除外する土地」の一覧表のとおり	
C－４	別紙図面「C－４」の区域の内黄色及び橙色着色した土地の区域	別表「除外する土地」の一覧表のとおり	
C－５	別紙図面「C－５」の区域の内黄色及び橙色着色した土地の区域	別表「除外する土地」の一覧表のとおり	

イ　現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし。

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
A－1	農地：全区域
A－2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：花沢 1094-1 の内 175 ㎡、高崎 102- 1
B－1	農地：全区域
B－2	農地：全区域
C－1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：道原 494-3、495-3、495-4、496-1、496-2、497-1、500-1、500-10、500-11、501-1、501-2、501-3、520-1、520-6、521-3、521-4、521-5、526-1、大島新田 1584-2、中新田 1436-2 の内 132 ㎡、1882 の内 30 ㎡、1883 の内 160 ㎡、治長請所 29-1、29-3、30-1、中根新田 1329-1、1330-1
C－2	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：一色 884-1、885-1
C－3	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：利右衛門 998-1、吉永 271-5、809-3、高新田 669-1、675、676、677、678、679、680、681、682、683-1、684-1、685-1、685-2、686-1、688-1、689-1、690-1、697-1、698-1、699-1、700-1、701-1、702-1、706、707、708、709、710、711、716、717、718、719、720、721、723、中島 587 の内 35 ㎡
C－4	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：宗高 1357-13、藤守 1756-4、1850-5、2906-1、2906-2
C－5	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：相川 429 の内 199 ㎡、680-2、682-1、上泉 114-1 の内 163 ㎡、399-1 の内 328 ㎡、799 の内 39 ㎡、2047-3、下江留 34-1、580-4、581、821、1189-6、1189-7、1189-8、1289-3、1704-1、1704-2、1704-3、2116-2、上新田 1002-8